

地方税財源の充実確保と地方交付税削減の見直しを求める件

地方分権推進委員会は、さらなる分権の推進を求めた最終報告をまとめ、また、政府は、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を決定するなど、現在地方交付税の削減や地方税財源の移譲について、盛んに議論されてきております。

そして、地方税財源の充実確保については検討課題として残されたままである一方で、地方交付税は来年度の予算編成に合わせて削減される方針であることが伝えられています。

しかしながら、地方財政の現状は、長引く景気の低迷により税収が伸び悩む中、教育、福祉、都市基盤整備を初めとする行政需要が年々増加していることに加え、国の経済政策に伴う公共負担の増加等、極めて厳しいものとなっています。

こうした状況のもとで、地方交付税が削減されるようなことになれば、行政サービスの維持に著しい支障が生じかねません。地方分権を推進する流れからみても、市町村の果たすべき役割は今後ますます増大していくことから、地方税財源の充実確保が優先されるべきです。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望いたします。

記

- 1 国は、地方分権の進展に伴う地方公共団体の役割の増大を踏まえて、地方の歳出規模と地方税収入との乖離を縮小するという観点に立ち、国から地方に税財源移譲を行い、国と地方の税源配分を是正し、地方税財源の充実確保を図ること。
- 2 多額の財源不足を抱えている地方財政の実状を踏まえ、地方公共団体共有の固有財産である地方交付税の見直しに当たっては、安易に削減は行わず、税財源の移譲と一体のものとして検討すること。

また、国庫補助金の整理合理化に当たっては、国はその責任に応じた適切な負担をすることとし、これ以上地方に財政負担を転嫁するような措置は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成13年10月9日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

様

仙台市議会議長 村上隆志